

議案第 29 号

石岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

石岡市立八郷学校給食センターの位置する土地の地番が分筆により変更になるため。

石岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

石岡市立学校給食センター条例（平成17年石岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条の表石岡市立八郷学校給食センターの項中「石岡市須釜1300番地1」を「石岡市須釜1300番地7」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。